

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年10月6日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
塩尻都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
塩尻都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県建設部都市計画課、長野県松本建設事務所、塩尻市役所
- 4 縦覧期間
自 平成23年10月6日
至 平成23年10月20日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年10月6日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
塩尻都市計画区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 市街化区域
平成18年長野県告示第391号で定めた塩尻都市計画市街化区域
 - (2) 市街化調整区域
塩尻都市計画区域のうち市街化区域を除く区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県建設部都市計画課、長野県松本建設事務所、塩尻市役所
- 4 縦覧期間
自 平成23年10月6日
至 平成23年10月20日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年10月6日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
長野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
長野都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県建設部都市計画課、長野県長野建設事務所、長野市役所
- 4 縦覧期間
自 平成23年10月6日
至 平成23年10月20日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年10月6日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
長野都市計画区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 市街化区域
平成19年長野県告示第640号で定めた長野都市計画市街化区域に長野市大字徳間字馬場及び字中南、大字南長池字屋敷、川中島町四ツ屋字辺屋新田並びに川中島町上水飽字中川原及び字土手下の各一部を加える
 - (2) 市街化調整区域
長野都市計画区域のうち市街化区域を除く区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県建設部都市計画課、長野県長野建設事務所、長野市役所
- 4 縦覧期間
自 平成23年10月6日
至 平成23年10月20日

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、伊那都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成23年10月6日

長野県知事 阿部守一

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 平成23年10月29日(土) 午後1時から
- (2) 開催場所 伊那合同庁舎5階講堂(伊那市荒井3497番)

2 都市計画案の概要

- (1) 都市計画案
伊那都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案
- (2) 案の閲覧
公告の日から平成23年10月28日(金)まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書(以下「公述申出書」といいます。)を提出してください。

- (1) 公述申出のできる者
都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者
- (2) 公述申出期間
公告の日から平成23年10月21日(金)まで(郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。)
- (3) 公述申出書の提出先
長野県建設部都市計画課、長野県伊那建設事務所整備課、伊那市都市整備課、南箕輪村建設水道課
- (4) 公述申出書の様式
別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。
なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙様式)

公 述 申 出 書	(整理番号)
伊那都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。	
平成 年 月 日	
長野県知事 阿部守一様	
公述申出人	
住所 〒	

ふりがな	
氏名	

(電話)	

意見の要旨	

(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4版横長の横書き左とじとします。

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、駒ヶ根都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成23年10月6日

長野県知事 阿部 守一

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 平成23年10月30日（日） 午前9時30分から
- (2) 開催場所 駒ヶ根市役所2階大会議室（駒ヶ根市赤須町20-1）

2 都市計画案の概要

- (1) 都市計画案
駒ヶ根都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案

- (2) 案の閲覧

公告の日から平成23年10月28日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

- (1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

- (2) 公述申出期間

公告の日から平成23年10月21日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限り。）

- (3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市計画課、長野県伊那建設事務所整備課、駒ヶ根市都市整備課、宮田村建設課

- (4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙様式)

公 述 申 出 書

(整理番号)

駒ヶ根都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の
変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

長野県知事 阿 部 守 一 様

公述申出人

住 所 〒

ふりがな
氏 名

(電話)

意見の要旨

(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4版横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、辰野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成23年10月6日

長野県知事 阿 部 守 一

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 平成23年10月29日（土） 午前9時30分から
- (2) 開催場所 辰野町役場2階第6会議室（上伊那郡辰野町中央1番）

2 都市計画案の概要

- (1) 都市計画案
辰野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案
- (2) 案の閲覧

公告の日から平成23年10月28日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

- (1) 公述申出のできる者
都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者
- (2) 公述申出期間
公告の日から平成23年10月21日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。）
- (3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市計画課、長野県伊那建設事務所整備課、辰野町建設水道課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙様式)

公 述 申 出 書		(整理番号)
<p>辰野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。</p>		
平成 年 月 日		
長野県知事 阿 部 守 一 様		
公述申出人		
住 所 〒		

ふりがな		
氏 名		

(電話)		

意見の要旨		

<p>(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。</p>		

(注) 用紙はA4版横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、箕輪都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成23年10月6日

長野県知事 阿 部 守 一

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 平成23年10月29日(土) 午後3時から
- (2) 開催場所 伊那合同庁舎5階講堂(伊那市荒井3497番)

2 都市計画法の概要

- (1) 都市計画法
 - 箕輪都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案
- (2) 案の閲覧

公告の日から平成23年10月28日(金)まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

- (1) 公述申出のできる者
都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者
- (2) 公述申出期間
公告の日から平成23年10月21日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。）
- (3) 公述申出書の提出先
長野県建設部都市計画課、長野県伊那建設事務所整備課、箕輪町建設水道課
- (4) 公述申出書の様式
別紙様式のとおり
- 4 公述人の選定
あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。
なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。
- 5 その他
この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。
(別紙様式)

公 述 申 出 書		（整理番号）
<p>箕輪都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>長野県知事 阿 部 守 一 様</p> <p>公述申出人 住 所 〒 _____</p> <p style="margin-left: 40px;">ふりがな 氏 名 _____</p> <p style="text-align: right;">（電話 _____）</p> <p><u>意見の要旨</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	
		<p>（備考） 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。</p> <p>2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。</p> <p>3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。</p>

（注）用紙はA4版横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、飯島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成23年10月6日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 開催日時及び場所
- (1) 開催日時 平成23年10月30日（日） 午後1時30分から

(2) 開催場所 飯島町役場 2階防災集会室（上伊那郡飯島町飯島2537番）

2 都市計画案の概要

(1) 都市計画案

飯島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案

(2) 案の閲覧

公告の日から平成23年10月28日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成23年10月21日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限りします。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市計画課、長野県伊那建設事務所整備課、飯島町建設水道課、中川村建設水道課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙様式)

公 述 申 出 書		(整理番号)
<p>飯島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>長野県知事 阿 部 守 一 様</p> <p>公述申出人</p> <p style="margin-left: 40px;">住 所 〒</p> <p style="margin-left: 40px;">_____</p> <p style="margin-left: 40px;">ふりがな 氏 名</p> <p style="margin-left: 40px;">_____</p> <p style="margin-left: 80px;">(電話)</p> <p>意見の要旨</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。</p> <p>2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。</p> <p>3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。</p>

(注) 用紙はA4版横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

平成23年9月22日、千曲市による更級地区の土地改良事業の施行について同意しました。

平成23年10月6日

長野県長野地方事務所長 望月孝光

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年10月6日

長野県松本建設事務所長 手塚秀光

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量
複合機6台及び付属機器一式
- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間
平成23年11月1日から平成28年10月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (4) 納入場所
入札説明書及び仕様書によります。
- (5) 入札方法
1月当たりの賃借料について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 借入をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

松本市大字島立1020

長野県松本建設事務所 総務課

電話 0263 (40) 1961

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年10月18日（火）午後2時

イ 場所 長野県松本合同庁舎 403号会議室

- (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年10月14日（金）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会を受けたときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

- (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (8) 契約書作成の要否

必要とします。

- (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県松本建設事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

建設政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年10月6日

長野県長野建設事務所長 戸田明宏

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品及び予定数量
灯油 50,000リットル
- (2) 納入期限
平成23年11月1日から平成24年3月31日までの間で別に定める日
- (3) 納入場所
上水内郡信濃町 黒姫高架橋下黒姫駅前融雪設備機械施設
- (4) 入札方法
1リットル当たりの売買単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者である

かを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

道路管理課

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野南県町686-1
長野県長野建設事務所 総務課
電話 026 (234) 9537

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成23年10月25日（火） 午前10時
イ 場所 長野市大字南長野南県町686-1
長野県長野合同庁舎 南庁舎901会議室
 - (3) 郵送入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を平成23年10月19日（水）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
 - (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (8) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書によります。

公告

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号のイの規定により放置車両の確認等に関する技能及び知識に関する講習を次のとおり行います。

平成23年10月6日

長野県公安委員会

1 講習の日時及び場所

区分	期日	時間	場所
駐車監視員資格者講習	平成23年11月25日（金）及び11月26日（土）	午前8時30分から午後5時まで	長野市川中島町原704の2 東北信運転免許センター
〃（修了考査）	平成23年12月2日（金）	午前9時00分から午前11時30分まで	

2 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受けようとする者は、駐車監視員資格者講習受講申込書に必要な事項を記入し、写真（申込み前6月以内に撮影した無帽、無背景、正面、上三分身、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真）を貼って、長野県警察本部交通部交通指導課駐車対策係（長野県庁9階内）に持参してください。

(2) 受付期間

平成23年10月17日（月）から11月17日（木）まで（受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで）とします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(3) 手数料

講習手数料（1万9,000円）は、講習初日に長野県収入証紙により納付してください。

3 その他

- (1) 道路交通法第51条の13第1項第2号のイ、ロ又はハに該当する場合は、駐車監視員資格者講習を受講して修了考査に合格し、駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を受けても、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。
- (2) 講習についての問い合わせ及び申込書の請求は、長野県警察本部交通部交通指導課駐車対策係（電話 026-234-9921）にしてください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

交通指導課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年10月6日

長野県立総合リハビリテーションセンター所長

木下久敏

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び予定数量
A重油 100,000リットル
- (2) 物品等の特質

入札説明書のとおりです。

(3) 納入期間

平成23年11月1日から平成24年3月31日までの間において別に指定する納入日

(4) 納入場所

長野市下駒沢618-1
長野県立総合リハビリテーションセンター

(5) 入札方法

1 リットル当たりの売買単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 前記納入場所に安定供給ができる者であること。

(5) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市下駒沢618-1
長野県立総合リハビリテーションセンター
電話 026(296)3953

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年10月26日(水) 午前10時30分
イ 場所 長野県立総合リハビリテーションセンター
管理棟3階会議室

(3) 郵送入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求する事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年10月19日(水)午後3時まで上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

(10) 契約の締結

この調達に係る契約は、単価契約とします。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

障害者支援課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成23年10月6日

長野県工科短期大学校長 藤井恒男

1 落札に係る物品等の名称及び数量

CAD/CAMシステム一式

2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地

(1) 名称 長野県工科短期大学校

(2) 所在地 上田市下之郷813-8

3 落札者を決定した日

平成23年9月16日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 富士通リース株式会社長野支店

(2) 所在地 長野市鶴賀緑町1403番地3

5 落札金額

1月当たりの賃借額 970,200円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成23年8月8日

人材育成課